



6 足総副ガ収第 1 4 3 号
令和 6 年 1 2 月 1 0 日

足立区監査委員 様

足立区長 近藤 やよい

令和 6 年度定期監査（第一期）結果報告書の
指摘事項に対する措置事項について（回答）

令和 6 年 8 月 2 6 日付 6 足監発第 7 8 3 号により提出された令和 6 年度定期監査（第一期）結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

- （１）契約事務の適正な執行について〈データヘルス推進課、こころとからだの健康づくり課、生活衛生課、ごみ減量推進課〉
- （２）足立区商店街振興組合等に対する補助金交付事務について〈産業振興課〉
- （３）区有財産有償貸付契約における遅延損害金の徴収について〈交通対策課〉

2 措置内容

別紙「令和 6 年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項」のとおり

【担当】

ガバナンス担当部ガバナンス担当課

内線 1 3 5 1

令和6年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
契約事務の適正な執行について 予定価格が30万円以上の物品購入契約及び印刷製本契約については、契約事務規則第3条第2項により契約事務を処理する権限が主管課の課長に委任されていないことから、契約課契約とすることになっている。 各課の契約事務を監査したところ、以下のとおり、複数の課において、1件の契約として契約課へ契約請求すべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行うという、契約事務の基本から外れた行為が行われていた。 1 啓発うちわ等の印刷物作成契約 契約請求決定日、見積書徴取先、見積書徴取日、契約決定日、契約期間、契約受注事業者、納品日及び検査日がすべて同一であり、仕様内容も大きな違いがない、予定価格を合計すると442,200円の2件の契約。 ＜データヘルス推進課＞	契約事務の適正な執行について 1 啓発うちわ等の印刷物作成契約 (1) 事実関係 2種類の作成物について、同時期に在庫不足が見込まれたため、同時期に発注を行う必要性が生じましたが、印刷内容、使用目的、配付対象等が全く異なる作成物であったため、それぞれ別の契約であると認識して契約処理を行いました。 (2) 原因 別の契約事務と認識していたことに加え、契約処理に関わる職員（課長、文書取扱主任（庶務担当係長）、担当係長、担当職員）が2件の契約請求決定書決裁時に、両方の仕様書に記載している契約内容や契約から納品までのスケジュール等を突合せて十分な確認をしていなかったため、1件の契約とすべきことを見落としてしまいました。 (3) 改善措置・再発防止策 契約処理の際は、ガバナンス担当課から発出された「契約事務進捗管理シート」（別紙1）を活用し、印刷内容や使用目的

令和6年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
2 相談カードの印刷物作成契約 契約請求決定日、見積書徴取先、契約決定日、契約期間、契約受注事業者、納品日及び検査日がすべて同一であり、仕様内容にも大きな違いがない、予定価格を合計すると468,600円の2件の契約。 ＜こころとからだの健康づくり課＞	等に関わらず、同時期に同じような内容の契約が別契約となっていないかを確認し、分割発注とならないように注意します。 ＜データヘルス推進課＞ 2 相談カードの印刷物作成契約 (1) 事実関係 2種類の作成物について、例年時期をたがえて契約・作成をしており、前年度においては在庫が同時に少なくなったため、同時期に発注を行う必要が生じましたが、印刷内容、配布対象等が異なるため、それぞれ別の契約であると認識して契約を行いました。 (2) 原因 例年別契約で作成していたことに加え、印刷内容、配布対象等が異なることから思い込みが働き、2件の契約請求の仕様・契約内容、契約スケジュール等の確認が不十分となり、本来併せて1件の契約とすべきものを見落としてしまいました。 (3) 改善措置・再発防止策 今年度の残りの契約より、毎年契約するような事前にわかっているものについてはリスト化したうえで、「契約事務進捗管理シート」（別紙1）等を活用し、契約の全体像を課内で共有します。 また、新規で契約をするものについては、分割発注とならないか複数人で確認し、再発防止に努めます。 ＜こころとからだの健康づくり課＞

令和6年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
3 検査用薬品及び器材の購入契約 契約請求決定日、契約決定日が3件とも同一で、うち2件は契約受注事業者も同一である、予定価格を合計すると567,897円の3件の契約。 ＜生活衛生課＞	3 検査用薬品及び器材の購入契約 (1) 事実関係 衛生試験所では、理化学と微生物の2つのチームに分かれて、それぞれ物品購入から機器の精度管理に至るまで検査業務全般を担う体制となっていました。 今回、各チームの担当者がそれぞれ別々に検査用薬品や器材の見積りを取り、契約事務担当者が契約を行ったところ、契約請求日、契約決定日が同一の契約が3件、うち2件は受注事業者が同一となるものがありました。本来ならば、3件まとめて1件の契約として契約課に契約請求すべきところ、見積どおり分割して発注してしまいました。 (2) 原因 ア 上記のとおりチーム単位で物品購入を行っていたことにより、本来ならばまとめて見積もり・発注すべきところ、別々に契約してしまいました。 イ 検査用薬品と器材の購入において、薬品のみ、あるいは器材のみ取り扱う業者が存在していたことに加え、薬品と器材を分けて見積り・発注したほうが安価に契約できると、従来の経験則から思い込みがありました。 (3) 改善措置・再発防止策 今後、以下のとおり改善・再発防止に取り組みます。 ア 試験所職員全員が共通認識をもてるよう、購入予定の薬品や器材をホワイトボードに記載することとします。 イ チーム別の物品購入体制を改め、新たに各チーム共通の物品購入担当者を設け、一元化を図ります。

令和6年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
4 帳票類の印刷物作成契約 契約請求決定日は1日異なるものの、契約決定日、契約期間が3件とも同一で、うち2件は契約受注事業者も同一である、予定価格を合計すると396,000円の3件の契約。 ＜ごみ減量推進課＞	ウ 「契約事務進捗管理シート」（別紙1）等も活用し、できる限りまとめて発注・契約できるよう手続きの見直しを行います。 ＜生活衛生課＞ 4 帳票類の印刷物作成契約 (1) 事実関係 令和5年7月から8月にかけて「①料額表」「②廃棄物処理手数料徴収事務検査表」「③実績報告書兼請求書」「④返納届出書」と4種の印刷物を作成しました。仕様内容や印刷物の種類が異なるため、それぞれ別に見積書を取得し、個々の予定価格が30万円を超えなかったことから、主管課契約として①と②で1件、③で1件、④で1件と別個に3件の印刷製本契約を行いました。3件の契約については、契約請求決定日が1日だけ異なる以外は、契約決定日、契約期間は同一となっています。 (2) 原因 作成した4種の印刷物は、仕様内容や性状が異なっていることから、別個の契約として取り扱うものと考えておりました。そして、個々の契約の予定価格が30万円を超えなかったことから、主管課契約を行いました。課として意図的に分割発注したのではなく、1件の契約として取りまとめて契約課へ契約請求することについて十分な認識をもっておりませんでした。 (3) 改善措置・再発防止策 ア 契約課契約の原則を遵守した事務執行 今回の事例のような複数の印刷物を作成する際には、仕様

令和6年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
足立区商店街振興組合等に対する補助金交付事務について 産業振興課では、区内商店街の活性化等を目的に区内商店街振興組合等に対し各種補助金を交付している。次の補助金交付事務について監査したところ、2件の不適切な事務処理が確認された。 1 交付条件に該当しない事業に対する補助金の支払い 「足立区商店街フリースペース活用事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、商店街のフリースペースを活用した事業で「1か月分で延べ20名以上の参加者があるもの」に対し経費の一部を補助している。交付要綱では、補助事業完了後、補助金の交付決定を受けた事業者から提出された実績報告書を基に	内容や性状を問わず、まとめて契約が可能なものを1件の契約として事業者に見積もりを依頼し、予定価格が30万円を超える場合には契約課に契約請求してまいります。 イ 契約課契約の原則の周知徹底 本件事例の原因と契約課契約の原則の遵守について周知徹底して共有を図るとともに、様々な場面を捉えて注意喚起を行います。 ウ 「契約事務進捗管理シート」の活用によるチェック 所属の共有フォルダで管理する「契約事務進捗管理シート」（別紙1）を活用し、課長、係長が、同時期に同種の契約を行おうとしている場合にまとめて1件の契約としていることをチェックすることによって、再発防止に取り組んでまいります。 ＜ごみ減量推進課＞ 足立区商店街振興組合等に対する補助金交付事務について 1 交付条件に該当しない事業に対する補助金の支払い (1) 事実関係 商店街フリースペース活用事業では、1か月で延べ20名以上の参加者がある事業に対して補助金を交付しておりますが、このたび、参加者20名未満の事業に対して補助金を交付している事例がありました。当時、要件を充足するよう商店街に指

令和6年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
内容を審査し、「条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定」するとしているが、産業振興課は、1か月分で延べ20名以上の参加者がなく、交付条件に該当しない申請に対し、誤って補助金を交付していた。 2 交付金額の積算誤りによる補助金の過払い 「足立区商店街装飾街路灯等の電気料金に対する補助金交付要綱」に基づき、商店街が維持管理する街路灯、アーチ及びアーケード（以下「装飾街路灯等」という。）の電気料金の一部を補助している。産業振興課は、補助金の交付を受けようとする商店街から提出された、装飾街路灯等電気料金の積算内訳金額の一部を誤って二重に計上し、補助金を過払いしていた。	導したことにより、補助金の例外的交付を認めることができる」と判断しておりました。 しかしながら、要綱上に「場合によっては要件を充足していなくても例外的交付が認められる」といった趣旨の記載がないため、当時の意思決定は誤りであったと考えます。 (2) 原因 職員の法令遵守第一主義の意識が欠如していたことから、要綱上に規定がないにもかかわらず、場合によっては例外的交付を認めることができると思い込んでしまっておりました。 (3) 改善措置・再発防止策 ア 改善措置 商店街へはお詫びのうえ補助金を返還いただきました。 イ 再発防止策 職員一人ひとりが高い法令遵守の意識を持つよう動機付けを行い、条例、要綱等の規定を確実に理解させます。 そのために、朝礼等での定期的なコンプライアンス徹底の呼び掛けや研修等を行い、課内全体に意識付けをします。 2 交付金額の積算誤りによる補助金の過払い (1) 事実関係 商店街から提出された積算根拠資料「一括前払契約にご契約のお客さまへ」内の電気料金（13,071円）の内訳に「不足額5,851円」と記載されておりました。当該「不足額」とは、前払金（7,220円）に対する不足金額を示しています。しかしながら、「13,071円を支払ってもなお5,851

指 摘 事 項	措 置 事 項
＜産業振興課＞	円不足している」と誤認し、当該「不足額」を追加計上し、補助金を交付してしまいました。 (2) 原因 積算根拠資料への理解が不十分でした。また、理解が不十分な中で思い込みに基づく処理をしてしまいました。 (3) 改善措置・再発防止策 ア 改善措置 商店街にお詫びし、過払金を返還していただきました。 イ 再発防止策 (ア) 積算根拠についてはすべて説明できるレベルまで理解したうえで支出命令書を作成するようにいたします。理解が不十分な点については商店街の補助金申請担当者に問い合わせ、内容を確認いたします。 (イ) 支出命令書決裁時のチェックでは、単に積算根拠資料と支出命令書の金額が一致しているかを確認するだけでなく、積算根拠の金額がそもそも誤っていないかなどの視点を持って確認するようにいたします。 ＜産業振興課＞
区有財産有償貸付契約における遅延損害金の徴収について 交通対策課では、事業者との間に区有財産の有償貸付契約（５年間）を締結し、自転車駐車場等において自動販売機の設置場所を供している。本契約における貸付料については、区有財産有償貸付契約書（以下「契約書」という。）に基づき、当該年度の４月末までに事業者から区に支払うこととされている。	区有財産有償貸付契約における遅延損害金の徴収について １ 事実関係 (１) 事業者との間に締結している区有財産の有償貸付契約に基づき、自転車駐車場等において自動販売機の設置場所を供している事業者宛てに、下記のとおり、区から納入通知書（納付期限：令和５年４月２８日）を送付しました。

令和6年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
本契約の令和5年度貸付料の収入処理について監査したところ、以下のような不適切な処理が認められた。 貸付料について、納付期限を超過し、5月2日に納付されていたが、契約書に規定された延滞金（遅延損害金）の徴収を行っていなかった。 本件は、契約書に基づく私債権である。遅延損害金は少額であるものの、督促を前提要件とする公債権と異なり、かつ契約書に少額不追求の規定がない以上、遅延損害金の徴収を行うべきものである。 ＜交通対策課＞	ア 千住仲町暫定駐車場の貸付契約 令和5年4月10日に令和5年度貸付料276,000円の納入通知書を送付。 イ 竹の塚西・六町駅自転車駐車場の貸付契約（2件） 令和5年4月12日に令和5年度貸付料231,600円（竹の塚西）、469,200円（六町）の納入通知書を送付。 (2) 令和5年5月2日に事業者からア・イそれぞれ貸付料が納付され、納付期限を4日間超過しましたが、区有財産貸付契約書に規定された遅延損害金の徴収を行いませんでした。 2 原因 貸付料の納付が4日間遅延したものの、遅延損害金について、事業者に請求することを失念してしていました。 3 改善措置・再発防止策 (1) 改善措置 事業者の説明を行った後、事業者宛てに令和6年7月30日に下記のとおり遅延損害金の納入通知書（納付期限：令和6年8月30日）を送付し、期限内に納付されたことを確認しました。 ア 千住仲町暫定駐車場の貸付契約 令和5年度貸付料の遅延損害金266円（令和6年8月8日納付済） イ 竹の塚西・六町駅自転車駐車場の貸付契約（2件） 令和5年度貸付料の遅延損害金225円（竹の塚西 令和6年8月14日納付済）、457円（六町 令和6年8月2

令和6年度 定期監査（第一期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
	日納付済) (2) 再発防止策 これまで、事業者の入金から2週間以内に届く納入済通知書を担当者が受取るのみでしたが、納付期限を過ぎた場合に遅延損害金を請求するという認識が甘かったため、以下の2点を新たに実施します。 ア 納付が遅延した場合は、1日でも遅延損害金が発生することを年度初めの職場研修にて周知徹底します。 イ 納入通知書を発送する際に納付期限確認簿（別紙2）を作成し、納付期限内に納付されているか複数人で確認し、入金期限を過ぎた場合は遅延損害金を請求します。 ＜交通対策課＞

ことを確認後、実際の手続きを行う

[illegible]

[illegible]